

令和6年4月19日

保護者の皆様

阿久比町教育委員会  
教育長 竹内 淳

### 警報発表時の児童生徒の対応等について

日頃から阿久比町の教育活動に、ご理解とご協力をいただき厚く感謝申し上げます。

さて、阿久比町では暴風・暴風雪警報発表時の児童生徒の登下校について、児童生徒の安全面を第一に考慮し、以下のように対応をいたします。

保護者の皆様におかれましては、何とぞご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、以下は、暴風・暴風雪警報発表時の対応についてまとめたものです。

### 阿久比町または隣接する全ての市町（半田市・知多市・常滑市・東浦町の全て）に暴風・暴風雪警報が発表された時の対応

	前日までに 給食中止の連絡あり	前日までに 給食中止の連絡なし
午前6時30分までに 警報が解除されたとき	平常授業 (弁当持参)	平常授業 (給食あり)
午前6時30分から午前11時 までに警報が解除されたとき	午後1時までに登校 (家庭で昼食を食べる)	午後1時までに登校 (家庭で昼食を食べる)
午前11時までに 警報が解除されないとき	学校休業 (自宅学習)	学校休業 (自宅学習)

※「特別警報」が解除されたときにつきましては、学校から連絡があるまでの間、自宅待機とします。

担 当 阿久比町教育委員会学校教育課  
電 話 0569-48-1111 (内線1230・1231)

阿久比町教育委員会

1 「暴風警報・暴風雪警報」が阿久比町または隣接する全ての市町村（半田市・知多市・常滑市・東浦町の全て）に発表された場合

(1) 登校前

ア 午前6時30分までに警報が解除された場合は、平常どおりの授業を実施します。

イ 午前6時30分から午前11時までに警報が解除された場合には、各家庭で昼食を済ませ、午後1時までに登校してください。

ウ 午前11時までに解除されない場合は当日の授業は中止します。

※ 上記ア・イの場合でも、道路の冠水や橋の破損・積雪等により通学路が危険な状況であり、登校が危険だと保護者が判断された場合は、登校を見合わせてください。その場合、学校に速やかにご連絡ください。

(2) 登校後（学校に児童生徒がいる場合）

ア 安全に帰宅できると認めた場合には、速やかに下校させます。

イ 帰宅が困難と認めた場合は、安全が確保されるまで校内の安全な場所に待機させます。

※ 台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、今後、暴風警報・暴風雪警報発表の可能性が高い場合は授業を中止し、速やかに下校させることがあります。

2 「特別警報」が阿久比町または隣接する全ての市町村（半田市・知多市・常滑市・東浦町の全て）に発表された場合

(1) 登校前

ア 登校させないでください。

イ 特別警報解除後も安全に登校させようと判断し、学校から連絡があるまでは登校させないでください。

(2) 登校後（学校に児童生徒がいる場合）

ア すぐに授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。

イ 校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。

### 3 「暴風警報・暴風雪警報」「特別警報」が発表されていないが、大雨等異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合

注意報や警報等の気象情報を把握するとともに気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、臨時休業や授業を中止することがあります。

### 4 「大雨警報・大雪警報」「洪水警報」が阿久比町または隣接する全ての市町村（半田市・知多市・常滑市・東浦町の全て）に発表された場合（「大雨警報・大雪警報」「洪水警報」のみの発表では、休校になりません。）

#### (1) 登校前

道路の冠水や橋の破損・積雪等により通学路が危険な状況であり、登校が危険だと保護者が判断された場合は、登校を見合わせてください。その場合、学校に速やかにご連絡ください。

その後、安全が確認されたら登校させてください。

#### (2) 登校後（学校に児童生徒がいる場合）

ア 今後の気象状況や通学路等の状況から判断し、授業を中止して速やかに下校させることがあります。

イ 下校が危険だと判断した場合や、今後速やかに回復に向かうと判断した場合は、校内の安全な場所に待機させます。

※なお、上記3・4に関して、警報等の発表がない場合でも、登校前に道路の冠水や橋の破損・積雪・雷等により通学路が危険な状況であり、登校が危険だと保護者が判断された場合は、登校を見合わせてください。その場合、学校に速やかにご連絡ください。その後、安全が確認されたら登校させてください。

### 5 暴風・暴風雪等における学校給食の取り扱い

#### (1) 給食中止の決定をした場合

台風や大型の低気圧等の接近が確実と見られ、「暴風警報・暴風雪警報」発表の可能性が高い場合は、2日前及び前日の正午ごろに給食の中止を決定し、児童生徒を通じてその旨を家庭に連絡します。したがって、当日の午前6時30分に「暴風警報・暴風雪警報」が発表されていない場合、当日の給食はありませんので、弁当を持参させてください。

#### (2) 給食中止の決定をしない場合

「暴風警報・暴風雪警報」が発表され、当日の午前6時30分までに解除されない場合は、給食は実施しません。したがって、その後に解除され授業を行うことが可能となった時は、各家庭で昼食を済ませ登校させてください。